

《基本目標2》「安全」な水の供給

主要施策（4）安全で安心な水づくり

【施策の趣旨】

安全な水道水をつくるには、水源である河川や湖沼などの水質状況を見極めて浄水処理を行う必要があります。

お客様にいつでも安心して飲んでいただけるよう河川や湖沼などの水源の監視を行い、併せてその水源の保全を働きかけるとともに、異常水質への対応の幅が広がる高度浄水処理の導入を進めます。

また、浄水場から蛇口まで、水質管理の徹底に努めることにより、安全な水をお客様にお届けします。

〔主な取組〕

① 水源の監視・保全

水源水質の状況を把握し、異常時に迅速に対応するために、定期的な水質調査の他、臨時のパトロールなどを実施するとともに、関係機関と連携した監視体制を確保していきます。

また、水源の水質保全を推進する各協議会等へ参加し、県庁内関係各課、関係機関と連携して水質改善を促進していきます。

<主な事業>

- 水源の水質調査等の実施
- 関係機関と連携した監視体制の確保
- 印旛沼水質保全協議会をはじめとする各協議会等への参加



図5-7 水源での水質調査

② 高度浄水処理の導入

安全でおいしい水道水を供給していくため、高度浄水処理の導入を推進していきます。

これまでに、柏井浄水場東側施設（浄水能力：日量17万立方メートル）、福増浄水場（同9万立方メートル）、ちば野菊の里浄水場（同6万立方メートル）の3施設に高度浄水処理を整備しています。現在、ちば野菊の里浄水場（第2期）施設整備事業において、栗山浄水場（同18万6千立方メートル）の浄水機能の全量移転に併せて、高度浄水処理の導入を進めています。

<主な事業>

- ちば野菊の里浄水場（第2期）施設整備事業（再掲）

③ 水質管理の徹底

水道水の水質基準等を厳守するために、水安全計画※の運用によるリスク対応及び適切な水質検査の実施を行うとともに、給水区域の管路末端に設置している水質自動監視装置の活用や管路の適正な維持管理により、水質管理の徹底を図っていきます。

ア) 水安全計画の運用によるリスク対応

水源から蛇口までの過程における水質悪化の様々なリスクに対応する管理体制等を予め定めた水安全計画については、毎年度見直しを行い、発生が予測されるリスクへの対応を強化します。

<主な事業>

- 水安全計画の見直し

イ) 適切な水質検査の実施

水道GLP※の認定の更新や水質検査機器の計画的な更新により適正な測定精度を維持するとともに、水質検査計画※は水質基準の改正等を踏まえ毎年度見直し、国が定めた検査項目だけでなく独自に設定した項目も対象とした水質検査を着実に実施していきます。



図5-8 水道GLP認定証

※水安全計画：水源から給水栓に至る全ての段階において、水道水質に悪影響を及ぼす恐れのある危害の原因を明確にし、危害原因を排除するため、重点的かつ継続的に監視を行うべき重要管理点（工程）をあらかじめ定め、管理することで、水の安全性を一層高いレベルで確保する水道システムの管理手法。

※水道GLP（水道水質検査優良試験所規範の略称）：公益社団法人日本水道協会が認定する、水道事業体の水質検査部門及び登録検査機関を対象とした、水道水質検査結果の精度と信頼性を確保するための要求事項。

＜主な事業＞

- 水道G L Pの認定の更新
- 水質検査機器の更新
- 水質検査計画※の見直し



図5－9 水質検査の様子

ウ) 水質自動監視装置による水質監視

給水区域の管路末端に設置した水質自動監視装置により、日常の水質監視業務に加えて、濁り水の発生などの水質の変化を常時把握し、異常時に速やかに対応していきます。

＜主な事業＞

- 水質自動監視装置の更新



図5－10 水質自動監視装置

エ) 管路の適正な維持管理

長い管路を使って送られる水道水の水質を適正に維持するため、管路状態の巡回確認やバルブ等の設備の保守点検を定期的に行うとともに、赤濁水等の発生を防ぐため、計画的に管内洗浄を行います。

＜主な事業＞

- 送・配水管の計画的な洗浄



図5－11 水道管の洗浄作業

※水質検査計画：

水質検査の項目・場所・頻度のほか、水源の水質状況や、浄水処理で問題となる項目や原因などを記載したもの。水道法施行規則第15条第6項において、水道事業者が策定することが義務付けられている。

オ）貯水槽水道※の適正管理と直結給水※の促進

集合住宅やホテル、病院等に見られる貯水槽水道においては、貯水槽施設の適正管理が重要であることから、引き続き、巡回サービス（啓発及び希望者への点検等）により貯水槽設置者への指導・助言を行うとともに、貯水槽施設の規模や使用状況に応じて直結給水化を促進し、安全で安心な水の普及拡大に努めていきます。

<主な事業>

○ 貯水槽水道の適正管理と直結給水の促進



図5-12 貯水槽施設の点検

●直結給水方式

●貯水槽式給水方式



図5-13 給水方式の概要

主要施策（5）おいしい水の供給

【施策の趣旨】

お客様に安全でおいしい水道水をお届けし、安心して快く御利用いただくために、「安全・おいしい水プロジェクト 2021-2025※」に基づいて、安全でおいしい水の供給を推進していきます。

残留塩素の低減化等のおいしい水に向けた技術的な取組を実施するとともに、お客様に水道水の安全性やおいしさを知っていただくために、御自宅でも参加できる取組などのPR活動のほか、おいしい水懇話会※等でのお客様との意見交換を通じて、お客様満足度の向上を図ります。

〔主な取組〕

① おいしい水の技術的な取組

お客様に安全でおいしい水道水をお届けするため、水源から蛇口まで一貫した安全でおいしい水づくりを推進します。

残留塩素は、水道水の安全性を確保するために法令で定められた必要不可欠なものです。濃度が高いと水道水のおいしさを損ないます。

そのため、きめ細かな管理が可能な塩素多点注入方式を導入し、残留塩素低減化試験等の実施により、水道水の安全性を確保しながら、残留塩素の低減に向けた取組を進めていきます。

また、計画的な管内洗浄により水道水の水質を適正に維持するとともに、集合住宅等に見られる貯水槽水道においては、引き続き、巡回サービス（啓発及び希望者への点検等）により貯水槽設置者への指導・助言や、貯水槽施設の規模や使用状況に応じて直結給水化を促進していきます。

<主な事業>

- 塩素多点注入方式の導入
- 残留塩素低減化試験の実施
- 送・配水管の計画的な洗浄（再掲）
- 貯水槽水道の適正管理と直結給水の促進（再掲）

※安全・おいしい水プロジェクト 2021-2025：

安全でおいしい水道水をお客様にこれからも安心してお使いいただくため、国が定める水質基準よりも厳しい水質目標等を設定し、その達成に向けて様々な施策を推進するために策定。（計画期間：令和3年度から令和7年度）

※おいしい水懇話会：

お客様や学識経験者によって構成され、安全・おいしい水プロジェクト 2021-2025 の各種施策の取組や進捗その他について、お客様の客観的な意見や要望を得るために設置。

② おいしい水のお客様との取組

水道水を安心して御利用いただくために、水道水の安全性やおいしさについての情報を、「オフィシャルサイト」や「水道出前講座」等を通じて積極的にPRするとともに、「水質検査体験」や「おいしい水検定」等のお客様が御自宅で参加できる取組を実施します。

また、「安全・おいしい水プロジェクト 2021-2025」の推進に当たっては、「おいしい水懇話会」等を通じて、お客様の御意見・御要望を踏まえながら、具体的な施策を展開していきます。

<主な事業>

- オフィシャルサイトの更新
- 水道出前講座の開催
- 水質検査体験の実施
- おいしい水検定の実施
- おいしい水懇話会の開催



図5－14 簡易検査キットによる水質検査体験



図5－15 水道出前講座